

第51回調達価格等算定委員会

日時 令和元年12月23日（月）15：00～15：20

場所 経済産業省本館17階第1～2共用会議室

1. 開会

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第51回調達価格等算定委員会を開催させていただきます。

皆様方におかれましてはご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、山内委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山内委員長

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めたいと思います。

本日ですけれども、FIT制度における太陽光第5回・バイオマス第2回、この入札について、11月29日に経済産業省から公表されました、指定入札機関における情報漏洩を踏まえた対応、これを審議したいというふうに思います。

本日の委員会の開催について、事務局より一言ご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

今委員長からもお話ございましたとおり、11月28日に再エネ特措法に基づく指定入札機関である一般社団法人低炭素投資促進機構、通称GIOと申しますが、が行う入札業務におきまして、情報漏洩が生じていることが判明いたしました。このような事態は極めて遺憾であり、また関係者の皆様方に深くおわび申し上げます。

これを受けまして、同日直ちにシステムを停止いたしました。また、11月29日、GIOに対しまして原因究明、それから再発防止等につきまして法律に基づく命令を行うとともに、事案の発生をニュースリリースいたしましたところでございます。

このたび、12月20日に先ほど申し上げました法律に基づく命令に対して中間報告がなされております。この中間報告も踏まえながら、二度とこのような事態が生じないよう、引き続き迅速かつ着実に取り組んでまいります。

本日の委員会では、この報告も受けまして、現在停止中の太陽光の第5回、それからバイオマ

スの第2回の入札の取り扱いにつきましてご議論いただきたいと考えております。

○山内委員長

それでは、プレスの皆さんの撮影はここまでとさせていただきます。

続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

本日の委員会はユーチューブでライブ中継をしております。ユーチューブでごらんの皆様方におかれましては、経済産業省ホームページにアップロードしておりますファイルをご確認くださいませ。

本日の配付資料につきましては、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、それから委員名簿、それから座席表、それから資料2つございます、資料1といたしまして指定入札機関における情報漏洩と今後の対応について、それから資料2で、令和元年度の入札制度に関する意見(案)と用意してございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

2. 太陽光第5回・バイオマス第2回の入札について

○山内委員長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。まず、資料1について、事務局からご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、資料1、パワーポイントの方の資料でございますが、こちらに基づきまして事務局より説明をさせていただきます。

まず、全体の構成といたしまして、今般の情報漏洩の事案の概要というところが大きな塊の1つ目。それから2つ目に、今後の対応についてという2つの塊になってございます。

まず1つ目のところ、指定入札機関における情報漏洩についてということで、3ページ目以降でございます。まず、3ページ目でございます、入札の概要と実施体制ということで、事業用太陽光についてはこれまで5回、それからバイオマス第2回ということで、今般太陽光の第5回、それからバイオマスの第2回の途上というところでございます。

下のほうに体制でございます。大臣からの指定、法律に基づく指定に基づきまして指定入札機関ということで、低炭素投資促進機構が指定をされており、そこからシステム会社に委託をする形

で入札の実施体制が構築されているところでございます。

次、4ページ目でございます。今般の事案の経緯でございます。四角囲いのところでございます。11月28日、入札参加者からの通報によりまして、ホームページ上で特定の操作を行った場合に、他の入札参加者の情報ということで、出力（容量）、それから入札価格といったことについてアクセスできる状態となっていることが判明いたしました。

これを踏まえた経緯でございます。11月28日に直ちにシステムを停止ということでございます。それから、翌29日、法律に基づきまして、経産大臣から指定入札機関に対して、原因の究明と再発防止等を講じることを命令するとともに、ニュースリリースを行って事案の発生を公表いたしました。11月30日以降、全事業者に対しまして事実関係の説明とおわびということを進めております。

また、先ほど申し上げましたように、12月20日、先週、大臣の命令に対して指定入札機関から中間報告といったことが行われたという状況でございます。

続きまして、5ページ目のところでございます。今回の事案の状況ということで、漏洩内容と件数でございます。四角囲いのところでございますが、情報漏洩の件数はこれまで入札参加申込みを行った総件数の396件でございます。非公開となっております上限価格につきましては漏洩が確認されておりません。

他方で、2018年上期入札以降ということで、太陽光の第2回以降、それからバイオマスの第1回以降については入札参加者の容量が漏洩しており、すべてを集計することで、募集容量に対する競争状況を計算することが可能。それから、他の事業者の情報を確認することが可能な状況ということでございます。

下のところにイメージございますとおり、通常左側にありますとおり、みずからの情報しか見れないようになっているところでございますが、特定の操作を行った場合には、ほかの事業者の部分についても確認できるような設定になっていたというものでございます。

6ページ目でございます。本件につきまして、通報も踏まえて当該他の事業者の情報が見れるページへのアクセス状況を確認いたしました。上の四角囲いの最初の四角のところの1つ目のビレットでございますが、太陽光の第2回、第3回、それからバイオマスの第1回については当該ページへのアクセスは確認されていない。一方で、太陽光の第4回については4者、それから太陽光の第5回、バイオマス第2回についても4者について当該ページへのアクセスが確認されているということでございます。

下のところの囲いがございますが、まず太陽光の第4回につきましては、4者のアクセスを確認、このうちの2者については札入れ前のアクセスということも確認されているところでござい

ます。それから、太陽光の第5回、バイオマス第2回については、4者のアクセスのうち、このうち3者については札入れ前のアクセスも確認されているというところでございます。

戻っていただきまして、四角囲いのところの真ん中の2つ目の四角のところでございますが、この状況についてでございます。まず、太陽光の第4回についてでございます。こちらにつきましては、今申し上げましたようなアクセス状況でございますが、まず1点目に、上限価格が漏洩していないという点。それから、2つ目に、アクセス状況や個々の入札行動というところで、今のところでございますが、入札価格が平均入札価格未満でいらっしゃるような結果になっているといったような点。それから、3点目に、仮にこうした事業者さんがその情報をほかにも共有されるのであれば、ほかの事業者も含めて全体として行動が不適切になるという可能性もあるわけですが、札入れ締め切りの直前に札入れの数が多かったりとか価格の偏りといったことの傾向が見られていないといったようなことを踏まえまして、公正な入札が阻害されるような事態は生じていなかったものと考えられるのではないかとこの状況でございます。

それから、太陽光の第5回につきましては、これは情報漏洩の判明に伴いまして停止をしたということから、公正な入札が阻害されることは現時点では防止されているといったような状況というふうに整理させていただいております。

続きまして、7ページ目のところで、原因究明と再発防止策でございます。先ほど申し上げましたように、11月29日に大臣から法律に基づく原因究明と再発防止策の命令と行っております。この命令に対しての報告の概要ということでございます。

まず1点目でございますが、今回の事案の原因、こちらは2018年4月にリリースされた回収において、当該ページにアクセスする権限を有する者の設定を誤ったという人為的な要因によるミスであったというところでございます。そのため、再発防止策としては、こうしたミスも含めて、しっかり確認できるような体制ということで、チェック方法の標準化、それからチェック体制の整備といったことを通じて指定入札機関のITガバナンスを強化する必要があるという点。

それから、今般のシステムにつきましては、本件以外にほかのバグがないかといったセキュリティ面からの徹底検証が必要なのではないかとこのことでございます。

こうした措置については、当然専門的な知見が必要となりますので、情報セキュリティの専門家の助言も得ながら進めていくということでございます。

一方で、このシステムのところについては、今申し上げたような幾つかの問題が明らかになってございますが、情報システムの関係が問題であり、それ以外の入札業務全般、こちらにつきましては、監事を委員長とした指定入札機関における委員会において検証いたしましたところ、区分経理・内部監査体制等の組織運営・秘密保持・ガバナンス体制といったような点について確認

したところ、特段の問題が確認されていないというような状況でございます。

こうした状況を踏まえて、指定入札機関といたしましては、情報システムによらない方法、例えば紙による入札といった形であれば、入札業務が実施可能ではないかというふうに判断をしているというような中間報告を受けているところでございます。

ページ2枚おめくりいただきまして、9ページ目のところで、今後の対応についてというところでございます。現状は、11月28日以降入札を停止している状況でございます。2つ目の四角のところでございますが、仮にこのまま入札が実施されない場合でございますが、こういった場合に当然事業者様におかれましては、この2019年度下期における入札ということを念頭に事業形成を進められているという中で、事業形成に遅れが生じることとなるということでございます。実際に複数の方から早期の入札を再開すべきとのご要望をいただいているところでございます。

それから、2点目に、今申し上げた点も含めて全体としての再エネの導入を遅らせるといったことにもつながり得るという点。

それから、3点目に、これまで本委員会で議論いただいているとおり、2020年度の各社の価格や入札対象範囲については、これは今回の結果も踏まえて決定するというようにしておるところ、決定に当たって考慮すべき情報が得られないといったようなことにもなるという状況でございます。

一方で、先ほど申しあげましたとおり、情報システムによらない形であれば、入札業務を実施できる状況であるということで指定入札機関から報告を受けているという状況でございます。

こうした状況も踏まえまして、入札参加者の事業形成のスケジュールに大きな影響を与えることなく、同時に適正な入札を実施していくという観点から、暫定的な対応といたしまして、指定入札機関が紙による入札を行うといったような形で速やかに2019年度下期入札を再開するといったこととしてはどうかということでございます。

下※2つございますが、まず1点目、なお、今回こういったプロセスも踏まえてやめるといったような方については、保証金の納付済みの場合であっても返還することとしてはどうかという点。それから、情報システムによらない方法によって入札業務を実施するためには、入札実施指針を改正する必要があるので、こういった手続をする必要がございます。

10ページ目でございます。全体のスケジュールでございますが、本日の審議を踏まえまして、入札を再開するとなった場合におきましては、12月26日から入札募集の開始をいたしまして、1月10日に入札募集の締め切りといったようなスケジュールで考えているところでございます。

また、右側のところでございますが、紙による入札方法といったことで、実印を、印鑑証明等も活用しながら確認をした上での実施をするといったようなやり方を考えてございます。

続いて、11ページ目でございます。再開する入札についての競争性をどのように確保するかという論点でございます。四角囲いのところ、最初の四角のところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、一部の参加者が他の入札参加者の情報にアクセスしている状況でございます。こうした事業者は、ほかの事業者の入札の募集容量の合計を計算することが可能。それから、ほかの事業者の価格を見ることができるようになってございます。こうした状況と入札の競争性・公平性といったことについては次のように考えられるのではないかと。

まず、上限価格は漏洩していないということ。それから、再開する入札では既に札入れ済みの方も含めて、改めて札入れを求めるといったようなことから、再開する入札において競争性が大きくゆがめられるといったような可能性はそこまで大きくないのではないかと考えております。

一方で、公平性といったことで考えたときに、一部の入札参加者の方が募集容量を知っているという中で、募集容量に対する競争状況を知り得ている中で情報の非対称性が生じているといったことを踏まえると、この公平性といった点については影響があるのではないかとというふうに考えてございます。

こうした点も踏まえまして、3つ目の四角でございますが、こうした点も踏まえて、今回の入札においては公平・公正な入札の実施という観点から、入札参加資格を得た件数、容量、こちらについては公表することとしてはどうかというふうに考えているところでございます。

その上で、この入札参加資格を得た容量を公表した場合には、これは入札における競争性に影響が生じるといったことから、再開する入札における募集容量、それから上限価格の取り扱いについては、非公開の調達価格等算定委員会を開催いただきまして、改めて再検討していただいております。

なお、容量につきましては、こちら公開することとなっておりますので、非公開で委員会を開催した場合につきましても、その後速やかに議事要旨として公表するという流れになってございます。

事務局のほうからは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた指定入札機関における情報漏洩と今後の対応について、これについてご質問あるいはご意見があれば伺いますが、いかがでしょうか、どなたかいらっしゃいますか。

特によろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、私のほうから確認のためにさせていただこうというふうに思いますけれども。今ご説明あった太陽光第5回、バイオマス第2回の入札について、情報システムの検証が済むまでの暫定対応として、指定入札機関が紙による入札を行う形式により、速やかに入札を再開する、ということでもとまった、でよろしいですかね。

それから、スケジュールについては、これも事務局案でもとまったということでもあります。

それから、公平・公正な入札の実施の観点から、入札参加資格を得た件数、容量を公表することでもとまったので、事務局から公表してもらいたいというふうに思っています。

それから、入札参加資格を得た容量を公表することを踏まえまして、再開する入札において、募集容量・上限価格の取り扱いを非公開の調達価格等算定委員会を開催して再検討するというところでございます。

ということでよろしゅうございますかね。

ありがとうございます。

○清水新エネルギー課長

それでは、ただいまの決定に基づきまして、入札参加資格を得た件数・容量について、事務局のほうから公表させていただきたいと思えます。

まず、太陽光第5回のほうでございますが、こちらが募集容量が416MWとなっております。こちらに対しまして、入札参加資格を得た件数が88件、それから容量については324MWというふうになってございます。

続きまして、バイオマスの第2回につきまして、こちらは募集容量が120MWでございます。こちらにつきましては、同じく入札参加資格を得た件数・容量でございますが、件数が4件、それから容量が6MWといった形になってございます。

以上でございます。

○山内委員長

再エネ特措法の規定に基づきまして、経済産業大臣が入札実施指針を変更する場合に、本委員会の意見を聞かなければならないと、こういうことになっております。このため、今回の委員会での合意事項のうち、入札実施指針の改正が必要になる点につきましては、委員会としての意見を取りまとめたいというふうに考えています。これにつきましては、事務局の資料2についてご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

お手元の資料2のほうで意見（案）というふうに準備させていただいております。先ほど途中でご説明させていただきましたとおり、情報システムによらない方法で入札業務を実施するとい

うことについて、指針の改定が必要になるということでございますので、決定のうちその部分についての意見の案ということで準備させていただいております。読み上げさせていただきます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第5条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

経済産業大臣におかれては、本意見を踏まえて、令和元年度の入札（太陽光発電設備第5回及びバイオマス発電設備第2回）を実施することを求める。また、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づく入札について、情報システムによらない方法により実施できるよう、入札実施指針について、所要の改正を行うこと。

以上でございます。

○山内委員長

ただいまの事務局のご説明のとおり、委員会としての意見を取りまとめることにご異議ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、このとおり委員会としての意見を取りまとめることとしたいというふうに思います。本日はご議論いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局より、次回の開催についてご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

先ほどのご議論を踏まえまして、この後に非公開の委員会を開催いたしまして、今回の入札の募集容量と上限価格を再検討したいと思います。

大変恐縮ではありますが、会議終了後、先に委員の皆様にご退席いただきますので、オブザーバー及びプレスの皆様におかれましては、事務局のお知らせがあるまでご着席のままでお願い申し上げます。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、以上をもちまして、第51回調達価格等算定委員会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365